

多摩市役所本庁舎建替基本計画の検討状況について

令和5年5月から策定方針に則り検討を進めている。

□本庁舎建替基本計画策定委員会を5回開催

(理事者及び部長級で構成する策定委員会を組織し、基本計画の策定にあたり検討の方向性を決める。)

□本庁舎建替基本計画幹事会を計8回開催

(課長級で構成する幹事会を組織し、策定委員会からの指示に基づき基本計画の内容を、テーマに応じた部会で検討。)

□本庁舎建替基本計画プロジェクトチーム(PT)を5回開催

(将来を担う係長以下の若手職員を中心に構成したチームを設定して意見交換を行う。)

□執務環境調査の実施

(現状レイアウト調査(現庁舎の執務空間の調査)及び部門別アンケート(各課特有諸室や必要窓口数など調査))

□ヒアリング等の実施

(障がい者団体及び若者(調整中)へのヒアリング)

オンライン化の方向性

①ねらい(コンセプト)

市民に「いつでも」「どこでも」「スマートに」サービスを利用してもらう。

②オンライン化の対象手続き

R12までに、原則全ての手続きのオンライン化を目指す
(オンライン化の対象外とするもの)

- ・法令等によりオンライン化できないもの
- ・物品等の受け渡しや現物の確認などを伴う手続き(物理的に不可能なもの)
- ・煩雑なやりとりや聞き取りが必要な手続き(オンライン化すると非効率になるもの)
- ・その他、オンライン化しない方がメリットが大きいもの。

③R12に向けての進め方

DX推進計画(今年度策定予定)に則って、スモールステップにより具現化していく

④オンライン化の障害(ハードル)への対応

DX推進計画に則って具現化に向けた対応方策を検討し、ハードルを無くしていく

- ・公印
- ・決済
- ・原本確認
- ・本人確認
- ・セキュリティ(情報漏洩)

⑤その他

- ・オンラインサービスの普及に向けて認知度の向上やデジタルデバイド対策などを進める
- ・本庁舎や駅近施設では、オンラインサービスの利用者に向けたサポート体制を整える

駅近の方向性

～市民に「便利」と「安心」を提供する身近なサービス拠点～

■ 身近な場所で手続きできる!

定型的なサービスについては、本庁舎まで出向かなくても、駅近に来て頂ければ手続きできるようにします。

※複雑な手続きや、専門性の高い相談は本庁舎でのみ実施

■ オンライン手続きも安心!

自宅でインターネット環境がない、パソコンやスマホの操作が苦手、といった方でも、駅近に来て頂ければ、安心してオンライン手続きができるようサポートをします。

■ 市民に寄り添う駅近のサービス拠点!

駅近ではシステムを介して対応するだけでなく、人を配置して来所した市民や事業者に寄り添い、手続きのフォローや本庁等への橋渡しを行います。

○遠隔窓口
○リアル窓口
○自動交付機・AI

○オンラインブース

○遠隔窓口
○リアル窓口
○オンラインブース
○自動交付機・AI

本庁舎の窓口・待合・案内機能の方向性

①誰もが利用しやすい窓口

- ・手続きの利用者層や利用頻度を踏まえ、「ワンフロア型」と「ワンストップ型（お悔やみなどライフイベント）」を組み合わせたスタイルを検討していきます。
- ・利用者がスムーズにサービスを受けられ、セキュリティ対策も徹底できるよう、窓口はできるだけ低層階に集約して配置します。
- ・市民の負荷を軽減し、処理時間を短縮化するため、「書かない窓口」を検討します。
- ・車いす、子ども連れなど、多様な利用者に対応したカウンターを整備します。

②プライバシーに配慮した窓口

- ・仕切りのあるカウンターや相談ブースを設けるなど、プライバシーに配慮した窓口を整備します。
- ・相談室については、相談内容や利用頻度に応じた適切な規模、数、配置となるよう検討します。

③快適な待合空間

- ・DXにより待たなくてよいサービスの提供を進めます。
- ・市民が待ち時間を快適に過ごせるよう、ゆとりある待合空間などを整備します。
- ・キッズスペースを設けるなど利用者目線に立った待合空間を整備します。

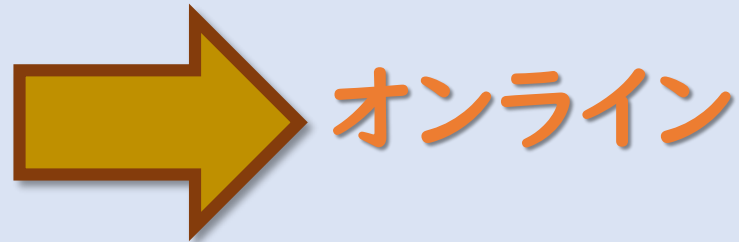
④わかりやすい案内

- ・利用者の利用要件や動線を考慮し、ピクトグラムや色彩などの利用により、直感で視覚的にわかるサイン計画を検討します。
- ・利用者の目的に合ったスムーズな案内ができるよう、デジタル技術やコンシェルジュの活用を検討します。

市民サービス全体のあり方・仕組み サービス提供スタイルの方向性

いつでも・どこでも・スマートに!

- 職員が「提供する」のではなく、市民自身が「利用する」
- ライフスタイルに合わせて利用できる



オンライン

身近な場所で・安心・便利に!

- 身近な場所で手続きできる
- オンラインが苦手、機器を持たない方でも、サポートを受けながら安心して手続きできる
- 手続きの仕方や相談先が分からないときに、本庁への取次なども含めてサポートが受けられる



駅近

市民

各人の状況に応じて
選択できる



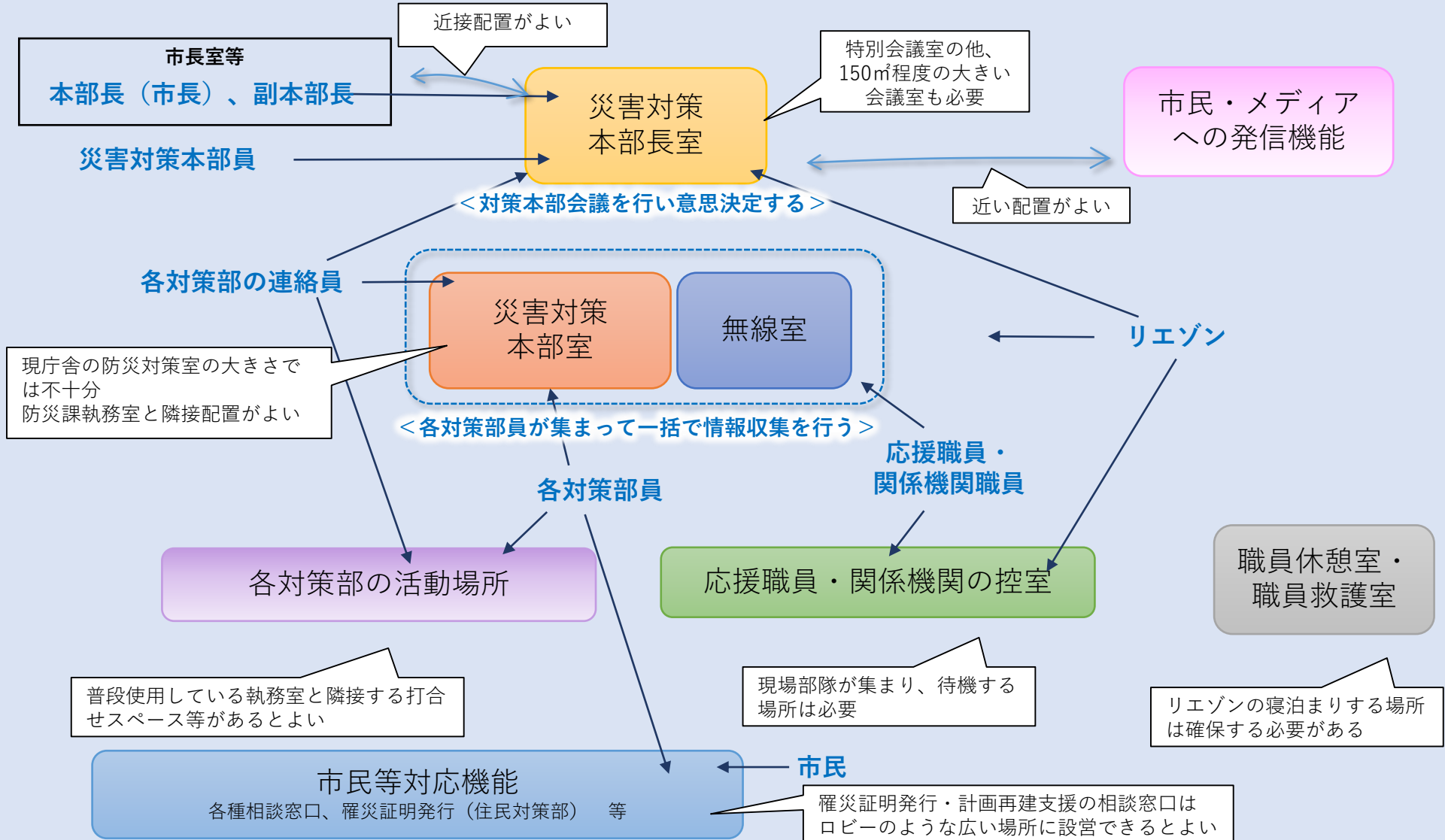
本庁舎

誰にでも・どんなことでも・確実に!

- オンライン・駅近では対応できない手続き・サービスもここに来ればできる
- オンラインが苦手、機器を持たない方でも、サポートを受けながら安心して手続きできる
- オンライン等では不安がある方も、対面によって安心して手続き・相談できる
- 複雑な手続きや相談でも、少ない回数 of 来庁で完結できる

防災指令拠点について

防災指令拠点機能の方向性について



防災指令拠点について

バックアップ機能のあり方の方向性について

電力	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部室など災害対応に必要な不可欠な機能に対して、3日間は非常用発電機による、確実な電力供給を行う・上記に加えて、太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入などを検討する・コージェネレーションシステムに関連して、復旧が早い中圧ガス引込の可能性を検討する
給水	<ul style="list-style-type: none">・停電時にも給水できる方法を検討する・受水槽の水で災害時職員人数×3日分確保することを念頭に置いたうえで、設計時に適切な容量を再検討する
排水	<ul style="list-style-type: none">・下水管が破断して排水が流せない場合を考慮して汚水槽の設置を検討する
空調	<ul style="list-style-type: none">・サーバールーム及び災害対策本部室等災害時優先業務にかかわる機能への空調は最低限確保し、他エリアへの供給は電力供給の状況により優先順位をつけて行う。

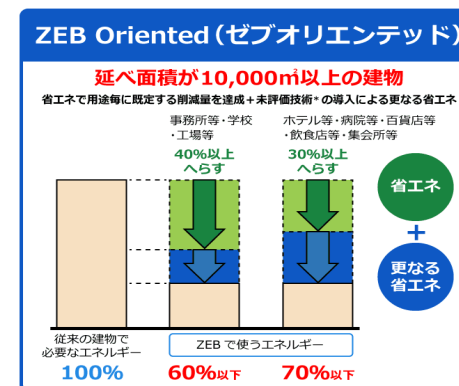
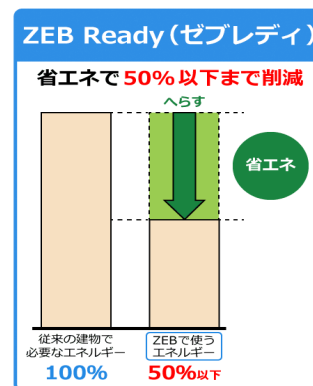
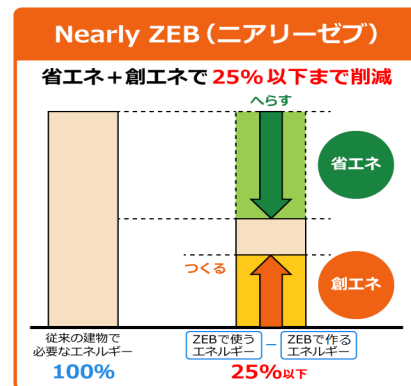
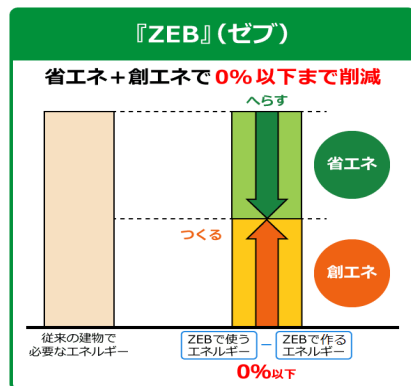
災害時を考慮した屋外スペースの方向性について

- ・応援部隊の集合場所、資機材置き場などに使用できる、災害活動のためのオープンスペースを確保する。

環境性能に関する方向性について

新しい本庁舎は、2050（令和 33）年の脱炭素社会の実現に寄与し、持続可能な社会の構築に向けて先導的な役割を果たしていけるよう、環境配慮型の庁舎とします。

- ・多摩市みどりと環境基本計画および多摩市の環境配慮技術導入マニュアルに基づき省エネを推進し、本庁舎では「ZEB Ready」以上の取得を目標とします。
- ・日射対策等や高効率機器の導入、自然通風・自然採光の積極的な活用などによる省エネルギー化を図るとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入を検討します。
- ・建物の脱炭素以外も含めた環境負荷低減や、空間の質の向上に関する総合的な建物の環境性能について、CASBEE の S ランクの取得を目標とします。
- ・多摩市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針に基づき、新庁舎においても多摩産材等を活用します。



ZEBの定義
（出典：環境省HP
「ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）」）

耐震性能・構造形式に関する方向性について

国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」においては、施設の有する機能などによる分類に応じて、耐震安全性の目標を定めています。新庁舎は、防災指令拠点として、災害時に中枢となる施設であることから、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の最高水準である「**構造体Ⅰ類、非構造部材A類、建築設備甲類**」を目標とします。

耐震性能を実現するための構造としては、耐震構造、制震構造、免震構造の3つの方法があります。庁舎は、施設の機能の確保及び収容物の保全が特に必要な施設であることから、国土交通省の「建築構造設計指針」に基づき**免震構造の採用を原則とし、防災指令拠点としての確実な機能保持**を図ります。

<耐震安全性の分類と目標>

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数(※)
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている	1.2
	Ⅲ類	大地震動により、構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている	1.0
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行うえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする	—
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている	—
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする	—
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている	—

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省平成25年制定）

※大地震後の建築物の機能を確保するため、建築物の重要度に応じて、設計時に地震力を割り増す係数のこと

ユニバーサルデザインに関する方向性について

「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」、「東京都の建築物バリアフリー条例」、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づき、バリアフリー化や高齢者や障がい者への配慮により、すべての人にとって使いやすい本庁舎を目指します。

利用しやすい移動空間

- ・不特定多数が利用する待合スペースや廊下などの共用部分については、**利用者の立場に立って検討を行い、十分な幅員を確保した段差のない移動空間**を整備します。
- ・**バス停や駐車場から庁舎建物入口までのバリアフリー動線**を確保します。
- ・エレベーターは使いやすさに配慮した配置・大きさとします。緊急搬送時、**ストレッチャーによる患者輸送が可能なサイズのエレベーターの設置**を検討します。

わかりやすいサイン・案内設備

- ・色彩やピクトグラム・外国語併記による案内表示により、だれにとっても直感的でわかりやすいサインとします。
- ・多言語対応のデジタルサイネージや音声誘導装置などにより、障がい者や高齢者、外国人など、すべての利用者を円滑に誘導できる計画とします。

利用しやすい環境整備

- ・高齢者、障がい者、親子連れ（育児中）などに対応したトイレの整備を検討します。ベビーベッドを一般トイレに設けるなど、**設備の分散化の視点**にも配慮します。
- ・授乳室やキッズスペースを設け、親子で利用しやすい環境を整備します。

セキュリティ計画に関する方向性について

本庁舎内の様々な個人情報や行政情報を確実に保護するため、防犯対策や情報保護機能を強化します。

- ・本庁舎全体でICカードなどの手法導入等の検討も含め、防犯対策や情報保護機能を強化します。
- ・来庁者が利用するエリアを明確化し、重要度に応じてセキュリティエリアを段階的に設定します。
- ・プライバシーに配慮しながら防犯カメラを屋内外に設置し、防犯対策を強化します。